

社会福祉法人只見町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人只見町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 報酬は次の区分により支給する。

職 別	区 分	金 額
会 長	年額	475,000 円

2 報酬は、年の中途において就職若しくは退職した場合は月額計算で報酬を支給し、15日未満の端数が生じた場合は、その月は切り捨てる。

3 報酬は、9月及び3月にそれぞれ2分の1額を支給する。

(費用弁償)

第4条 理事会、監事会、評議員会等に会長の招集に応じ、会議に出席した役員等は、別表1に定める額を支給する。

2 役員等が職務のため出張したときは、旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費額は、社会福祉法人只見町社会福祉協議会旅費の支給に関する要綱により算出した額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。